

○ 山梨大学学生寄宿舍芙蓉寮細則

制定 平成27年12月22日

改正 平成31年 4月 1日

令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則第46条第2項の規定に基づき、山梨大学学生寄宿舍芙蓉寮(以下「芙蓉寮」という。)の管理運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 芙蓉寮は、山梨大学(以下「本学」という。)学生の快適な生活と勉学の場として、充実した学生生活に資することを目的とする。

(定員)

第3条 芙蓉寮の収容定員は、男子60人とする。

(管理運営の責任者)

第4条 芙蓉寮の管理運営の責任者は、教学担当理事(以下「理事」という。)とする。

(委員会)

第5条 芙蓉寮に関する重要な事項については、山梨大学学生委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

(入寮者の選考及び入寮の許可)

第6条 入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて、理事に願い出なければならない。
2 入寮者の選考及び入寮の許可は、委員会の定める基準に基づき理事が行う。

(入寮許可期間)

第7条 入寮許可期間は、入寮を許可した日から卒業に要する最短期間の終りまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、前条に定める手続を経て、入寮許可期間の延長を許可することがある。

(入寮手続及び許可の取消し)

第8条 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに所定の誓約書を提出しなければならない。
2 入寮の許可を受けた者が前項に定める手続をしないときは、許可を取り消すものとする。
3 入寮を許可された者の第6条第1項に定める書類の内容に虚偽の記載があることが判明したときは、許可を取り消すものとする。

(寄宿料)

第9条 寮生は、本学が別に定める寄宿料を毎月所定の日までに納入しなければならない。
2 入退寮の日が月の中途である場合であっても寄宿料は、1月分を納入しなければならない。
3 既に納入した寄宿料は、返還しない。
4 前項に定めるもののほか、寄宿料の納入の取扱いについては、別に定める。

(経費の負担)

- 第10条 寮生は、私生活に要する光熱水料等の経費を負担しなければならない。
- 2 前項の経費は、別表「経費負担区分に関する基準」の第2欄に定める費用とする。
 - 3 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに理事の指定する方法により納めなければならない。

(施設の保全)

- 第11条 寮生は、居室、共同施設その他の施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。
- 2 寮生は、防火管理、保健衛生管理、災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。
 - 3 寮生は、故意又は過失により施設、設備、備品等を滅失、き損又は汚損したときは、その原状の回復に必要な費用の弁償をしなければならない。

(退寮手続)

- 第12条 退寮を希望する者は、所定の退寮願を提出し、理事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設、設備、備品等について、理事の指定する者の点検を受けなければならない。
 - 3 前項の規定は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

(退寮)

- 第13条 理事は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速かに退寮させるものとする。
- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
 - (2) 入寮許可期間を終了したとき。
 - (3) 休学するとき。
 - (4) 停学を命じられたとき。
 - (5) 寄宿料又は第10条に定める経費を3月以上納入しないとき。
 - (6) 保健衛生上寮生活に適さないと認められたとき。
 - (7) 芙蓉寮において著しく秩序を乱す行為のあったとき。
- 2 前項第6号又は第7号に該当する場合は、委員会の議に付するものとする。

(寮生以外の者の宿泊)

- 第14条 芙蓉寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(その他)

- 第15条 この細則の実施上必要な細目は、委員会の議に付し理事が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学学生寄宿舍芙蓉寮規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から適用する。

別表

負担区分に関する基準

	第1欄 (大学負担)	第2欄 (寮生負担)
電気料	(1) 寮生経費の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 (2) 居室以外の施設において使用する電気(寮生の私生活のために使用するものを除く。)の料金	居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気の料金 (シャワー室及び補食室利用のための電気料含む)
水道料	(1) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 (2) 施設の管理のために使用する水道料金	洗面所、トイレ、洗濯場、シャワー室、補食室等で使用する水道料金
ガス料	(1) 寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 (2) 施設の管理のために使用する燃料費	寮生のシャワー室利用のために使用するガス料金
消耗品等の費用	(1) 居室以外の施設の清掃のために必要な清掃用品の購入費 (2) 施設の管理上必要な事務用品、文具等消耗品の購入費 (3) 寮生のために備える救急医療品の購入費 (4) 保健衛生上必要な清掃費等	居室の清掃用品その他寮生の私生活のために必要な消耗品の費用